## 学校図書館における蔵書廃棄及び更新に関する考察

坂 本 俊

#### はじめに

学校図書館は学校図書館法によって教育に 寄与することを目的とする施設として全学校 に義務設置が課されている。しかしながら、 日本の学校図書館が抱え続けている問題点と して、図書館として設置されることのみに留 まってしまい、学校図書館司書教諭や学校司 書等職員の人的配備がなされず、計画的な整 備や活用が図られないまま放置されてきたと いう状況がある。

また、以前の学習指導要領には、一部の科目を除き、学校図書館を活用した授業に関する明確な記載がなかったこともあり、読書施設としての認識はあるが、学習支援、情報支援の施設として教科教育に取り入れていくという視点が欠けていたため、設置されている学校図書館の蔵書構成も読書材としての資料更新はなされても、現行の学習指導要領が求めている探求学習に必要とされる参考図書類や各種主題資料の更新がなされておらず、読まれることのほぼない蔵書で書架が埋まってしまっているという指摘が度々なされてきた。現行の学習指導要領では探求学習、情報リ

現行の学習指導要領では探求学習、情報リテラシー教育の場として、学校図書館を積極的に活用していく方針を示しており、学校図書館の整備に関して文部科学省は、2016年11月の「学校図書館の整備充実について(通知)<sup>1)</sup>」において、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であるとし、そのあり方の指針となるべく「学校

図書館ガイドライン2)」を公表している。

この通知では、「2 教育委員会等における取り組み」において「特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄、更新についての支援等が重要であること。」とされ蔵書の廃棄、更新の必要性が述べられており、現在の教育内容に合わせた形に学校図書館の蔵書を再構築していくことが求められている<sup>3)</sup>。

しかしながら、これまで学校図書館を構成 してきた蔵書をいたずらに廃棄することは図 書館活動全体の停滞を招きかねず、その実行 には慎重を期すべきでもある。このため、本 稿では、学校図書館において、蔵書更新と廃 棄の着目し、いかに実行するかを考察してい くこととする。

#### 蔵書構築と更新

学校図書館は図書室と呼ばれるような小規模な施設であることが多く、限りある収容能力と予算の中で、魅力ある学校図書館を作り上げていくためには、情報資源の収集と廃棄のバランスを常に意識し、随時、蔵書の更新をおこなっていく必要がある。これら図書館における蔵書構築の基本的な考え方には、蔵書は固定した資料群としてあるのではなく、常に利用者にとって最適な情報提供ができるように、図書館の蔵書を変化させていくことに有効性を見出していることにある。このた

め、学校図書館法で定められているように、「学校の教育課程に寄与する施設」として学校図書館を位置づけるためには、教育内容の変化に沿い、現行の学校教育に求められる情報・資料の提供が可能となるような蔵書構築を意識的に実行していくこと必要となる<sup>4)</sup>。

しかし、旧来の学校図書館は、学校図書館法による義務設置は課されていたものの、読書センターとしての役割が強調されていたため、読書材としての図書資料を収集することに関心が向けられており、蔵書としては図書の中でも良書として比較的息の長く利用が見込まれる児童書や小説類が多くを占め、読書のための施設という意識づけが成されてきてしまった<sup>5)</sup>。このような学校図書館では、一度収集された図書資料は容易に陳腐化せず、価値が減じることが少ないため長期にわたって所蔵され続けることになり、蔵書の更新を滞らせている原因となってきた<sup>6)</sup>。

また、施設として学校図書館は必置とされ たが1993年に公立の学校図書館を対象とした 「学校図書館図書標準<sup>7)</sup>」が制定されるまで その規模、蔵書量には明確な基準が存在せず、 更には学校図書館に対する十分な予算が確保 されてこなかったことから、学校規模に対し て十分な蔵書規模となっていない学校図書館 が多く存在した。このため、「学校図書館図 書標準 | とともに「学校図書館整備5か年計 画 | を実施し、総額500億円が地方交付税と して措置され、小・中学校の学校図書館の蔵 書量を1.5倍にするように働きかけたが、 小・中学校ともに半数以上の学校図書館が規 定された蔵書量の数値基準を満たすことがで きなかった。この後も、2002年より「第2次 5か年計画」、2007年より「第3次5か年計 画」、2012年より「第4次5か年計画」、2017

年より「第5次5か年計画」が継続的に実施されてきているが、依然として学校図書館図書標準に達していない学校が多い状況が続いている<sup>8)</sup>。

その一方で、教育体制の変化により、学校 図書館はこれまでの読書センターとしての機 能に加え、様々な学校図書館メディアを揃え た情報センター、学習センターとして積極的 に学校教育に寄与していくことが求められる ようになり、収集・提供すべき資料の種類、 主題の幅が広がっている。特に現行の学習指 導要領においては、各科目において学校図書 館を活用した授業の実施や情報リテラシー教 育の実践に関する記載が増加しており、単な る読書材の供給に留まらず、学習支援のため の資料の充実が必要とされている。

このような学校図書館の機能変化に対する 蔵書構築に関して、小田は現代の学校図書館 が収集し提供すべき資料群を学習材、読書材、 教材と分け、特に学習指導要領が求める教育 観、学習活動を十分なものとするためには学 習材を充実させていくという認識が求められ るが、学校図書館は読書のための施設であり、 読書材を収集することが基本であるという阻 害的な意識が学校図書館に対するイメージと して潜んでおり、衝突要因となると指摘して いる<sup>9)</sup>。

学校図書館の資料の充実策として、当初は 蔵書量を確保することに着眼されていたが、 第3次5か年計画より、従来の増加冊数分に 加えて、新たに廃棄された図書を更新するた めの更新冊数分の予算措置がとられるように なった。これは学校図書館における蔵書の新 陳代謝を意識し、量の充足に加えて質の充実 を意図したものであり、蔵書の更新を恒常的 に組み入れた活きた蔵書構築をおこなうため の方針と言える。ただし、更新冊数分の予算措置がとられたとはいえ、蔵書量が基準値を満たさない学校図書館では、総量としての資料の充足を第一に考えるため、要否を判断し、蔵書の更新をおこなう段階にまで至っていない<sup>10)</sup>。

## スクラップアンドビルドの可否

このような学校図書館の蔵書廃棄と再構築 問題に関して2018年4月に刊行された日本図 書館協会の認定司書が監修として関与している 『司書のお仕事 お探しの本は何ですか?<sup>11)</sup>』 において、私立の高等学校を舞台に「図書室 のすべての本を除籍する」といった乱暴とも 思える提案を公立図書館の司書がおこなう場 面が描かれている。この話では、舞台となっ ている学校図書館はこれまで図書廃棄委員会 が組織されておらず、収集に関しても担当の 司書教諭に一任されていたため、体系だった 蔵書構築がなされてこなかった。また、蔵書 は設置時に収集したままの古いハードカバー の図書が多く、更新に関しては散漫に暫時補 填するといった形となっていた<sup>12)</sup>。このよう な状況の学校図書館において、連携協力を要 請された司書が学校図書館の改善案として、 新図書館システムの導入に際して、目録デー タの遡及入力作業の軽減のためにも一度全蔵 書を除籍・売却をおこない、蔵書を整理する ことを提案するというものだった。

この除籍の根拠として全国SLAによる「学校図書館図書廃棄基準<sup>13)</sup>」を例に挙げながら、 ①蔵書のほとんどが市立図書館にも所蔵されていること、②蔵書には貴重書がないこと、 ③学校図書館は保存ではなく、現生徒のための利用される資料を提供することが望ましことを挙げており、相互貸借をするのであるならば、授業でどうしても使う本と近隣の図書 館に所蔵がない本だけを残して、古い本は 売ってしまっても大丈夫ではないかと説明し ている。

この話においては蔵書の除籍と売却を通して、学校図書館をスクラップアンドビルドし、 一新する方法が提案されているが、以下の2 つの点について、疑問の余地がある。

第1として、学校図書館における除籍作業として、①廃棄基準に応じた廃棄対象の選定、②廃棄図書選定委員会で審議・決済、③除籍、④廃棄・寄贈・売却という手順がとられ、除籍をおこなうということは、図書原簿から外し、学校における資産管理から抜くことを意味している。これはつまり私立の学校図書館において、一度に大量の除籍をおこなってしまった場合、所属する学校法人の総資産額を減ずる結果につながるため容易に認められない可能性が高いのではないか。

第2として、蔵書の売却について、学校図書館の不要な蔵書を売却し、図書費と合わせて、生徒が好みそうな文庫本を揃える資金とするとしているが、除籍された図書には除籍作業の一環として蔵書印が消され除籍印が押されており、さらに学校図書館が不要とする状態の悪い図書や古い図書に古本市場において高値がつくことは考えづらい。また、一時的に市場に学校名の入った大量の図書館廃棄本が出回ることになり、学校の資財管理における信用低下を招いてしまう恐れがあるのではないだろうか。

公立の小・中学校においては学校図書館図 書標準の数値基準があるために、大胆な除籍 をおこないづらいことは確かだが、果たして この基準に縛られることのない私立の高等学 校において大量の蔵書の売却が実行可能であ ろうか。

## 学校図書館における蔵書整備状況と計画

「学校図書館図書標準」では、学級数に応じて整備すべき蔵書数が定められているが、これまでも何度も指摘されてきたように、達成率が伸び悩んでおり、文部科学省がとりまとめている平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果によると、小学校で66.4%、中学校で55.3%となり両校種とも前回調査よりは達成率は増加しているが、6割程度の学校図書館しか標準値を満たしていない状況にある。

ただし表1、表2の同調査の直近5回分における達成率の変化を見てみると、児童生徒数の減少から、小・中学校供に統廃合が進んでおり、学校総数が減少している中で、この10年間において図書標準達成学校数は小学校で約3000校、中学校で約1300校の増加がみられるなど着実に学校図書館の整備が進められていることが見てとれる。特に、達成率が25%未満の達成率に留まっていた学校数はほぼ

変動がないが、達成率が25%~75%未満間でポイントを下げていることから、5か年計画の実施による予算措置によってこれらの図書館が整備され、底上げがなされていると見るべきである。

図書館の整備に関しては、現在実施されている第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の中でも、各学校においては「学校図書館ガイドライン」を参考にし、学校図書館の整備充実を図ることが重要であるとしている。

具体的には「児童生徒の豊かな読書経験の 機会を充実していくためには、児童生徒の知 的活動を増進し、様々な興味・関心に応える 魅力的な学校図書館資料(学校図書館法第2 条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その 他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。) を整備・充実させていくことが必要である。 また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な 学習の時間、特別活動において多様な教育活

	学校数	25%未満の 学校数 (割合)	25%~50%未満の 学校数(割合)	50~75%未満の 学校数(割合)	75%~100%未満の 学校数 (割合)	100%図書標準 達成学校数(割合)
H20年度調査	21858	115 (0.5%)	881 (4.0%)	4086 (18.7%)	6893 (31.5%)	9883 (45.2%)
H22年度調査	21180	76 (0.4%)	531 (2.5%)	3209 (15.2%)	6654 (31.4%)	10710 (50.6%)
H24年度調査	20676	98 (0.5%)	396 (1.9%)	2337 (11.3%)	6109 (29.5%)	11736 (56.8%)
H26年度調査	20112	92 (0.5%)	317 (1.6%)	2104 (10.5%)	5479 (27.2%)	12120 (60.3%)
H28年度調査	19604	82 (0.4%)	180 (0.9%)	1560 ( 8.0%)	4759 (24.3%)	13023 (66.4%)

表 1 図書標準達成率の変化:小学校

	学校数	25%未満の 学校数(割合)	25%~50%未満の 学校数(割合)	50~75%未満の 学校数(割合)	75%~100%未満の 学校数 (割合)	100%図書標準 達成学校数(割合)
H20年度調査	10020	110 (1.1%)	626 (6.2%)	2188 (21.8%)	3153 (31.5%)	3943 (39.4%)
H22年度調査	9831	81 (0.8%)	432 (4.4%)	1923 (19.6%)	3194 (32.5%)	4201 (42.7%)
H24年度調査	9698	78 (0.8%)	331 (3.4%)	1605 (16.5%)	3081 (31.8%)	4603 (47.5%)
H26年度調査	9543	75 (0.8%)	292 (3.1%)	1332 (14.0%)	3074 (32.2%)	4770 (50.0%)
H28年度調査	9427	60 (0.6%)	226 (2.4%)	1171 (12.4%)	2760 (29.3%)	5210 (55.3%)

表 2 図書標準達成率の変化:中学校

動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。」とし、公立の小・中学校に関しては計画的な整備努力を要請し、私立学校においても、支援を図っていくこととしている<sup>14)</sup>。

# 「学校図書館ガイドライン」における蔵書構 築と更新の扱い

文部科学省によって組織された学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議により2016年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)<sup>15)</sup>」が公表され、(1)学校図書館の利活用の状況は、学校間、地域間の格差が大きいこと、(2)学校図書館図書標準の達成率が不十分であり、かつ社会変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれているなど、適切な廃棄・更新をおこなうことが課題となっていることが指摘された。

文部科学省はこの協力者会議の審議・報告を踏まえ、2016年11月に「学校図書館の整備充実について(通知)」を通知するとともに学校図書館運営における基準として、その望ましい在り方をしめした「学校図書館ガイドライン」を定めたが、その中で図書館資料の廃棄・更新に関しては「4図書館資料の廃棄・更新|として、

・学校図書館には、刊行後時間の経過ととも に誤った情報を記載していることが明白に なった図書や、汚損や破損により修理が不 可能となり利用できなくなった図書等が配 架されている例もあるが、学校は、児童生 徒にとって正しい情報や図書館資料に触れ る環境整備の観点や読書衛生の観点から適 切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- ・図書館資料の廃棄と更新が適切に行われる よう、各学校等において、明文化された廃 棄の基準を定めるとともに、基準に沿った 廃棄・更新を組織的・計画的に行うように 努めることが望ましい。
- ・廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。とし廃棄と更新の望ましい基準を示している。また、学校図書館の運営の改善のための評価として、「図書館資料の状況(蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等)、学校図書館の利活用の状況(授業での活用状況、開館状況等)、児童生徒の状況(利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等)」を挙げており、更新状況も評価指標の1つとなっている。

上記協力者会議の座長である堀川は「図書の廃棄・更新は、鮮度の良い図書館を作る」とし、廃棄のための判断として以下の3つの側面による評価を挙げている。

- (1) 内容的な評価:刊行後の時間経過とと もに、誤った情報や古くなった情報が記 載されている資料がある。
- (2) 物理的な面での評価:汚損や破損などの程度であり、古くて汚いという印象を与えるものに、児童生徒は手を伸ばさない。
- (3) 利用面での評価:利用頻度がごく少なかったり利用者から役に立たないと評価されたりすることを基に判断する。

また、更新に関しても、

(1) 新版・改訂版が刊行されたものは更新

する。

(2) 携帯に便利で児童生徒に好まれる文庫 本化されたものは更新する。

などを判断基準として挙げている。

ただし、貴重な資料が消失してしまわないように廃棄に関しては1冊1冊を慎重に丁寧に精査していくべきであるともしている<sup>16)</sup>。

図書館において蔵書の廃棄をおこなうためには恣意性を排除するためにも、組織として実行すべきとされており、そのためには廃棄基準ならびに選定委員会の設置が必要となる。しかし、現状では廃棄基準を策定している小学校は38.3%、中学校は36.4%、高等学校47.5%に留まっており、6割の図書館は明確な判断基準を持たぬまま、慣例に従った廃棄作業を実行してしまっているということになる<sup>17)</sup>。

## おわりに

現在の学校図書館は学校教育に明確に組み込まれ、授業活用されることが前提の施設となっている。

学校図書館の再構築に関して、図書館の資産として管理している資料の除籍・廃棄については制約が多く、実行するためには、段階的な手順を踏む必要があるため、遅々として進められてこなかったことが、現在の読まれない蔵書を作り上げてしまった原因と考えられるが<sup>18)</sup>、学校図書館にとって蔵書は図書館サービスの生命線であり、蔵書を更新し最適化させていく必要があることは明白である。

これまでの学校図書館においては、学校図書館図書標準を満たすために、利用が期待できない資料も蔵書として所蔵してきたことが問題視されており、「学校図書館ガイドライン」においては、現在の教育内容にそぐわな

い蔵書の廃棄・更新を適切におこなうことように努めるこが望ましいとはしている。しかし「学校図書館整備等5か年計画」、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」においても教育環境に合わせた蔵書の更新を求めているのであり、いたずらに学校図書館の蔵書廃棄を推進しているわけではない<sup>19)</sup>。

公立・私立を問わず、司書教諭や学校司書等の学校図書館を管理する人材は、異動や定年退職を機に入れ替わっていくが施設としての学校図書館は学校とともにあり続ける。学校図書館の蔵書はこれまでの収集作業の積み重ねおよび教育成果を反映で成り立っているものであり、一朝一夕で組み上げられるものではない<sup>20)</sup>。

このため、学校図書館の蔵書構築として、 求められているのはスクラップアンドビルド として、ゼロから新たに作り上げるのではな く、これまでの収集実績を基礎としつつ、現 利用者にとって使いやすい蔵書へと最適化す るための更新作業を適切におこなえるような 体制を構築していくことにある。

#### 引用文献・注

1) 文部科学省「学校図書館の整備充実について (通知)」

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm(参照2019-01-12)

- 2) 文部科学省「学校図書館ガイドライン」http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm (参照2019-01-12)
- 3) 文部科学省はこの通知において、教育委員会等における取り組みとして、「学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。」としているが、学校図書館整備の現状について調査となる学校図書館整備推進会議等に

- よる「学校図書館整備施策の実施状況 (2018年度中間集計)」では、「学校図書館の図書を更新するために、利用できない古い図書の廃棄を勧めているか」という項目において、アンケートに回答した485教育委員会の内、①積極的に進めている35市区町村 (7.2%)、②廃棄を進めている198市町村 (40.8%)、③廃棄を特に勧めていない215市区町村 (44.3%)、④「学校図書館図書標準」を満たすまで廃棄しない34市区町村 (7.0%)、⑤廃棄はしていない2市町村 (0.4%)、⑥無回答6市町村 (1.2%) という結果が報告されている。http://www.gakuto-seibi.jp/news/report2018.html (参照2019-01-12)
- 4)渡邊はこの「教育課程の展開に寄与すること」という学校図書館の目的に関して、教育課程はそれ自体としてはプランであり、学校総体としての日常的な教育的営為として実践されなければ意味を持たないとしている。さらに学校図書館は記録された知識や情報が蓄積された教育環境であるがゆえ、情報の集積体としての学校図書館の存在は不可欠であるとしている。渡邊重夫『学校図書館の力:司書教諭のための11章』勉誠出版、2013、p. 38-39.
- 5) 井谷はこれまでの学校図書館と生徒間でのコミュニケーション不足により、「生徒は、図書館に資料を要求する存在というよりは、「良書」を読まされる被教育者であった」とし「学校図書館が主体的な調べ学習の場である為には、先ずは生徒が自立した知的探求者として、主体的に図書館を利用する態度を育成しなければならないはずである。」としている。井谷泰彦「学校図書館の選書問題に関する一考察:高校図書館を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』20号、1、2012、p.99.

http://hdl.handle.net/2065/37456 (2019-01-12)

6) 渡邊は古い文学全集など利用頻度が低い図書が 多く配架されている原因に学校図書館の選書は子 どもにとって適書よりも良書を選択する傾向が強 いと指摘している。

渡邊道夫『学びと育ちを支える学校図書館』勉誠 出版、2016、p. 172-176.

- 7) 文部科学省「学校図書館図書標準」http://www.mext.go.jp/a\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\_001/016.htm (参照2019-01-12)
- 8) 2002年からは「学校図書館図書整備5か年計画」として総額650億円、2007年からは第3次の5か年計画として「新学校図書館図書整備5カ年計画」において、総額約1000億円、2012年からの

- 「第4次学校図書館整備5か年計画」として総額 約1000億円、2017年からの「第5次5か年計画」 として「学校図書館整備等5か年計画」において は約2350億円が措置されている。
- 9) 小田光宏「学校図書館におけるテクニカルサービスモデルの構築:「学校図書館メディアの構成をもとに」」『学校図書館メディアセンター論の構築に向けて:学校図書館の理論と実践』勉誠出版、2005、p. 50-52.
- 10) 平井歩美「学校図書館の維持と発展のための蔵書の更新と廃棄」『学校図書館』758号、2013、p. 14-16.
- 11) 小曽川真貴監修、大橋崇行『司書のお仕事お探 しの本は何ですか?』 勉誠出版、2018、p. 201-221.
- 12) 舞台となる高校の図書館は蔵書数が約1万2000 冊、1ヶ月の図書費が約5万円で20冊程度受け入れている。蔵書構成は6割が9類の文学が占めており、蔵書管理は著者名と書名、分類番号のみをExcelファイルで管理している状態あるという設定。
- 13) 全国学校図書館協議会「学校図書館図書廃棄基準」http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-36. html (参照2019-01-12)
- 14) 文部科学省「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/30/04/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/04/20/1403863\_002\_1.pdf(参照2019-01-12)
- 15) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者 会議「これからの学校図書館の整備充実について (報告)」http://www.mext.go.jp/component/b\_menu/ shingi/toushin/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/ 1378460\_02\_2.pdf (参照2019-01-12)
- 16) 堀川照代編著『「学校図書館ガイドライン活用 ハンドブック」解説編』悠光堂、2018、p. 77-78.
- 17) 文部科学省「平成28年度「学校図書館の現状に 関する調査」結果について」p. 8.
  - http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/dokusho/link/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1378073\_01.pdf
- 18) 鴇田は学校図書館において廃棄基準の設定されない要因として、「学校図書館図書標準」も達成していないのに破棄などできないという思いこみや、蔵書点検や廃棄申請などの作業や手続きの大変さ、さらには、教職員に廃棄の意義が理解されていない等があるとしている。

鴇田道雄「国及び地方教育行政における学校図書

- 館の施策の現状と課題」『学校図書館メディアセンター論の構築に向けて:学校図書館の理論と実践』勉誠出版、2005、p. 170-171.
- 19) 2012年の「第 4 次 5 か年計画」において更新冊数分の予算措置(約114億円)の根拠として、2009年度の廃棄冊数実績から、同年度中の寄贈冊数実績に 8 分の 1 を乗じて得た数を減じた値に各学校段階別の図書購入単価を乗じて総額を計上している。http://www.v-accesspoint.org/resources/2012\_SL\_5\_years\_scheme.pdf(参照2019-01-12)
- 20)「学校図書館図書廃棄基準」における運用上の 留意事項においても、「図書の廃棄にあたっては、 校内に「図書廃棄委員会」を設置し組織的に対処 する。各教科担当教員の協力を求めるなどして、 廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行 うことが望ましい。」としている様に実質的に学 校図書館業務を行っている司書教論、学校司書等 の個人ではなく、学校組織としての廃棄作業の実 行を促している。